

令和7年度 第1回 静岡市感染症対策協議会
(令和7年7月3日(木) 19:15~20:45)

(3) 静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の 改定について

(3) 静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1 要旨

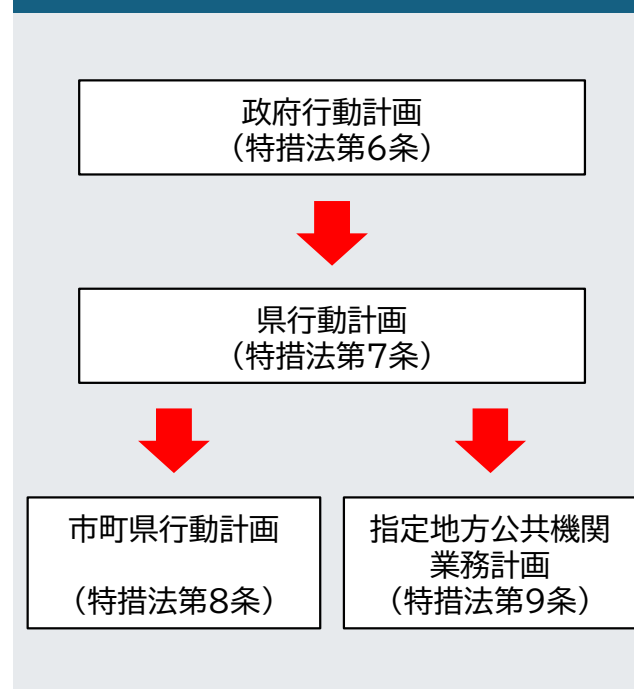
- 新型コロナの経験を踏まえ政府の行動計画及び県の行動計画が改定されたことを受け、「静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成26年2月策定)を国及び県の改定に準じて令和7年度末までに改定を行う。
- 改定にあたっては感染症に関する専門家等からの意見聴取や県への意見照会等を実施する。

2 計画策定・改定の経緯

- 平成25年に直近での感染症対応の混乱を受け、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が成立し、同法に基づき「新型インフルエンザ等対策行動計画」政府行動計画及び県行動計画が策定、翌年度に市行動計画が策定された。
- COVID-19の流行時に初めて本法が適用され緊急事態宣言が行われ、行動計画に基づいて対策が実施された。
- コロナ禍での対応経験を受け、約10年ぶりとなる初の抜本改正が政府行動計画に対して令和6年度に行われた。これを受ける形で、県計画の改定が令和6年度末に行われ、市町の計画も令和7年度に改定されることとなった。

	経過及び予定
H21	A/H1N1亜型インフルエンザが流行・対応が混乱
H22～24	対策の総括・法的根拠の明確化の為、法整備の検討が行われる
H25.4	特措法(新型インフルエンザ等対策特別措置法)施行 日本国政府及び地方公共団体、指定された公共機関が新型インフルエンザ等の発生に備え行動計画を作成することが特措法に定められる
H25.6	特措法に基づく政府行動計画の策定
H25.9	県 行動計画の策定
H26.2	市 行動計画の策定
R2.3	新型コロナウイルスの感染拡大 COVID-19を適用対象とする特措法の改正
R5.5	COVID-19 5類移行
R6.7	国 行動計画改定
R7.3	県 行動計画改定
R8.3	市 行動計画改定期限
R8.6	市議会への報告及び公表

参考:特措法上の位置付け



(3) 静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

	静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画	静岡市感染症予防計画
計画概要	市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示し、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応ができるよう、 対策の選択肢を示すもの	感染症の発生の予防、まん延防止のための施策、医療提供体制の確保に関する事項等についての 基本的考え方を示すもの
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
法の目的	新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする	感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること
対象となる感染症	・ 新型インフルエンザ等感染症 ・ 指定感染症 ・ 新感染症	・ 新型インフルエンザ等感染症 ・ 指定感染症 ・ 新感染症 ・ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症
策定	平成 26年（2014年）2月	令和 6年（2024年）3月
おもな記載事項	1 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項 2 市が実施する次に掲げる措置に関する事項 ・ 新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び市民への適切な方法による提供 ・ 感染を防止するための協力の要請、市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・ 医療の提供体制の確保に関する措置 ・ 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置 3 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項 4 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項 5 新型インフルエンザ等対策に関し市長が必要と認める事項	1 発生前及び発生時の対策 2 感染症に係る医療提供体制及び感染症患者の移送体制の確保 3 体制確保に係る数値目標 4 国・県・他県等及び関係機関との連携協力の推進体制 5 調査研究の推進及び人材の育成 6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供 7 特に総合的に予防対策を推進すべき感染症対策 ・ 結核対策 ・ HIV／エイズ、性感染症対策 ・ 麻しん・風しん対策 ・ 肝炎対策 8 その他の施策 ・ 災害時の対応 ・ 外国人への対応

→ 静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定にあたっては、静岡市感染症予防計画との整合性を図る必要がある

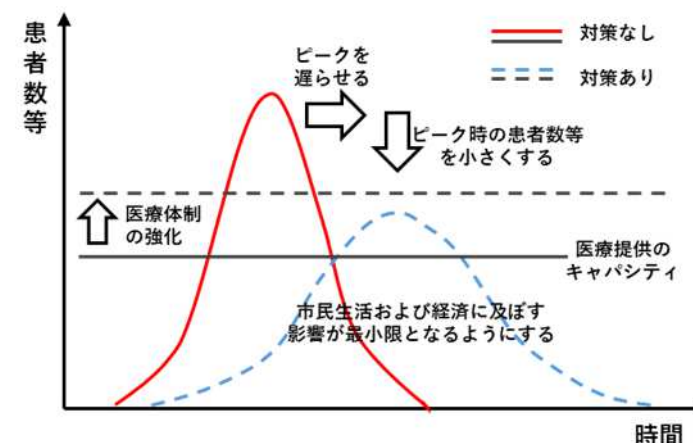
(3) 静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

3 計画の沿革及び概要

- 現行の市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画(2013年)と整合を図った上で、2014年に策定
- 新型コロナの経験を踏まえ政府行動計画及び県行動計画が全面改定(2024年)されたことを受け、市行動計画を改定

4 計画の目的等

目 的	新型インフルエンザ等への対策強化を図り、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする(イメージ図参照)
根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)
計画期間	2025年度から(政府・県行動計画改定にあわせ概ね6年ごと改定)
関係計画	静岡市感染症予防計画、静岡市保健医療計画



5 課題(国・県・市)

- 新型コロナ対策の初動において体制整備に時間を要した、現行の市行動計画の対策項目以外の事項への対策(検査体制の整備、個人防護具の確保等)が必要であったことに加え、平時の具体的な準備が定められていなかった
- 対策の切替えのタイミングが不明確であったウイルスの変異等による複数の感染拡大の波の発生に対してリスク評価に関する視点がなかった
- 平時から感染症危機を想定した方針決定の仕組みや、初動期において専門家の意見を施策に反映させる体制がなかった(司令塔機能を担う部署や、常設の専門家会議がなかった)

(3) 静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

6 基本方針

- 全面改定(政府・県行動計画と同様)
- 政府行動計画及び県行動計画から市や保健所に関する部分を抜き出して記載するとともに、市独自の施策についても記載

7 【参考】県計画改定のポイント

- 対策項目を現行の県行動計画の6項目から13項目に拡充
- 平時の準備について充実(定期的な訓練、医療措置協定の締結による医療提供体制の整備等)
- 「いつ何をすべきか」を明確化するために、対応時期別(準備期、初動期、対応期)に実施内容を整理

第1章

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法、政府行動計画、県行動計画
- (2) 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針
- (3) 市行動計画の実効性を担保するための取組等

第2章 各段階における対策(各論)

3つの対応時期(準備期、初動期、対応期)における13の対策項目(赤字下線は新規項目)

※改定のポイントを踏まえた主な記載

(3) 静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

【参考】県計画改定概要(※本市の改定もこれに準ずる)

・3つの対応時期(準備期、初動期、対応期)における13の対策項目(下線は新規項目) ※改定のポイントを踏まえた主な記載

対策項目 \ 対応時期	準備期	初動期	対応期
(1)実施体制	<u>平時からの情報共有や訓練の実施</u>	<u>常設専門家会議のリスク評価 連携協議会による対策の協議</u>	各種情報等を踏まえて、県内の実情に応じた適切な対策の実施
<u>(2)情報収集・分析</u>	<u>感染症管理センターの感染症情報プラットフォームの活用</u>	情報収集・分析体制の強化、リスク評価体制の確立	リスク評価の実施
(3)サーベイランス	リスク評価に基づく迅速な対応の準備	国と連携したリスク評価に基づく感染症対策の判断	<u>リスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断</u>
(4)情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	有事における迅速な情報提供体制の整備	感染症に関する迅速な情報提供 偏見、差別の防止や偽情報対応	感染症対策に関するリスクコミュニケーションの実施
<u>(5)水際対策</u>	平時からの国との連携強化	患者への入院勧告措置、積極的疫学調査等、必要な措置の実施	国の水際対策の変更時に、必要に応じて協力
(6)まん延防止	感染症対策の機動的実施のためのデータ等の整理	感染症まん延への対応準備	患者等への対応、住民への要請、事業者等への対応
<u>(7)ワクチン</u>	国と連携し、円滑なワクチン流通や <u>接種体制の整備</u>	円滑な接種体制の確保 住民からの相談窓口等の設置	接種の実施 ワクチンに関する情報提供
(8)医療	<u>協定による医療提供体制の整備 研修や訓練の実施</u>	【 <u>感染症管理センターによる医療機関への要請</u> 】 <u>医療提供体制の確保</u> <u>医療提供体制の段階的拡充</u>	
<u>(9)治療薬・治療法</u>	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	国と連携した治療薬の適時かつ公平な配分の実施	迅速な治療薬の確保、流通や備蓄状況の監視、国への補充要請
<u>(10)検査</u>	<u>検体や病原体の搬送体制等の定期的な訓練の実施</u>	迅速な検査体制の立ち上げ	県民生活及び地域経済の維持を目的とした検査の利活用の判断
<u>(11)保健</u>	<u>研修訓練を通じた人材育成</u> 、連携体制の構築	感染症有事体制への移行準備 検体採取等によるまん延防止	有事体制の迅速な移行 感染症対策の強化
<u>(12)物資</u>	<u>感染症対策物資の備蓄</u>	医療機関への円滑な感染症対策物資配布の準備	協定締結医療機関における備蓄状況の確認
(13)県民生活・地域経済	事業者や指定地方公共機関の業務継続計画の策定支援	国とともに、事業者へのテレワークの推進等の要請の実施	国とともに、事業者支援や雇用等の施策について対応

(3) 静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

8. 令和7年度における協議会及び行動計画改定スケジュール(案)

